

# 栄養施策の動向について

～自治体での政策立案に向けて～



厚生労働省健康局健康課  
栄養指導室

1 災害・新型コロナウイルス感染症対応関係について

2 今年度の栄養施策計画について

3 栄養政策の更なる推進に向けた調査研究事業について

4 今後を見据えた行政栄養士の人材育成ビジョンを考えるために

## 令和2年7月豪雨における栄養・食生活支援対策

- 令和2年7月3日から9日にかけて梅雨前線が停滞したことにより、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となった。特に、7月4日に熊本県・鹿児島県、7月6日に福岡県・佐賀県・長崎県、7月8日に岐阜県・長野県で大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨となった。
- 被災地の避難所等で生活する方への栄養・食生活支援について、公益社団法人日本栄養士会に特殊栄養食品ステーションの設置等に関する協力依頼をするとともに、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)及び保健師等の応援派遣の枠組みを活用し、近隣自治体からの管理栄養士の派遣調整等を実施した。

## 【栄養・食生活支援に係る概要】

- 7月4日 災害救助法の適用決定(熊本県及び鹿児島県)  
当室において、被災地等から情報収集を実施
- 7月5日 熊本県からDHEAT及び保健師等応援派遣調整の要請
- 7月8日 当室から自治体及び公益社団法人日本栄養士会に対して事務連絡※を发出  
※「令和2年7月3日から的大雨による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」
- 7月10日～ 近隣自治体から熊本県に管理栄養士派遣開始  
⇒ 三重県、鳥取県、宮崎県、岡山県・岡山市・倉敷市、山口県、徳島県、愛媛県、北九州市、福岡市から  
保健師等応援派遣:延べ26名 DHEAT:延べ2名  
(8月12日まで)



図: 熊本県(球磨村・芦北町・人吉市)に保健師等応援派遣及びDHEATの枠組みで派遣された管理栄養士の延べ人数

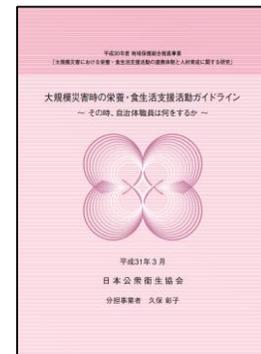
## 災害時における栄養・食生活の支援

- 「地域保健総合推進事業」の一環で、「大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究」を実施。

### 【平成30年度】

- ・ 地方自治体の栄養・食生活支援に係る準備状況調査を実施し、現状と課題を整理
- ・ 被災地における各支援チームの連携体制の整備が重要となっていることを踏まえて「栄養・食生活支援に係るガイドライン」を改訂(※)

※ これまでのガイドラインは、主に行政管理栄養士を対象とした内容だったが、発災時の栄養・食生活支援に当たっては、防災担当課や食事調達担当課などとの連携が一層重要となることから、自治体職員を対象とした内容となるよう改訂。



栄養・食生活支援に係る  
ガイドライン

### 【令和元年度】

- 平成30年度に改訂されたガイドラインに基づき、
- ・ これまでの災害における栄養・食生活支援活動事例を基に、被災地における栄養・食生活支援活動に資する演習教材を作成
  - ・ 大規模災害が発生した際、限られた人数や資源で「被災状況の収集」、「提供食の把握」「食環境の整備」等の緊急対応を行うことができるよう、アクションカード(例)を作成
  - ・ ガイドライン、演習教材の啓発を目的としたワークショップを開催



演習教材



アクションカード(例)

※ ガイドライン、教材集、アクションカード(例)はウェブサイトにおいて公表 <http://www.hc-kanri.jp/03/index.html>

### 【令和2年度】

- ・ アクションカード(例)の啓発を目的としたワークショップを開催を予定
- ・ 演習の講師となるファシリテーターの人材育成を整備を推進

# 大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター(第1版)

- 大規模災害がどのまちに、いつ訪れるかわからない中、発災後の住民の健康危機を最小化するために、**防災部門と健康増進部門等がしっかりと連携**し、地域診断に基づく食料の備蓄のほか、栄養・食生活の支援体制を平時から十分確保しておくことは全ての自治体にとっての責務。
- 令和元年度予算事業において、各自治体内の防災部門と健康増進部門等を対象に、**健康・栄養面や要配慮者も考慮した食料備蓄の重要性の普及啓発と、そうした食料備蓄の推進を目的**として、「大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター」を作成。

〈防災備蓄における留意事項及び本シミュレーターの特徴〉

項目	留意事項	詳細	本シミュレーターの特徴
対象地域・人口	「 <b>対応日数</b> 」は、発災からの時間軸を考慮する。	農林水産省「災害時に備えた食品ストックガイド」にて、推奨する対応日数(1週間)を考慮する。	備蓄対応日数は初期値として包括的に「 <b>3日</b> 」に設定(手動で修正可)
	「 <b>想定被災者数</b> 」を元に備蓄量を算出する。	全人口を対象とする必要はなく、想定被災者割合に基づき備蓄量を算出する。	「 <b>想定被災者割合</b> 」を入力欄として設け(手動で修正可)、人口と乗じ「 <b>想定被災者数</b> 」を算出して、対象者に対する備蓄食品の必要量を算出
	<b>水</b> の必要量を把握する。	防災備蓄においては食料だけでなく、飲料用・調理用も含めた水の備蓄も検討する。	調理用と飲用として <b>必要量(1人3リットル/日)</b> を基準に、対象人口に対しその必要量を算出 ※湯せん、米や野菜、食器を洗う水は、別途必要
食料・数量選択	<b>主食・おかず(主菜・副菜)</b> の考えで備蓄を行う。	主菜・副菜等に含まれるビタミンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 等の栄養素の摂取は、炭水化物を燃やす上で重要である。	<b>主食・おかず(主菜・副菜)</b> の分類を考慮しつつ食品を選択
	<b>乳児等、要配慮者</b> も考慮した備蓄を行う。	乳児、嚥下困難者、アレルギー患者等の要配慮者も食べられる食品の備蓄も考慮することは重要である。	乳児に対して必要ミルク量を算出することや、嚥下困難者に対してやわらかい食品やとろみのある食品を提供する等、 <b>要配慮者の対応についてのアドバイス</b> を表示
結果出力	<b>備蓄食料の購入費用</b> も考慮する。	各自治体の財政上、備蓄食料の購入費用も考慮することは重要である。	<b>備蓄食料の全体費用及び年間の減価償却費</b> を出力

## 新たな日常における栄養・食生活支援対策

「経済財政運営と改革の基本方針2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～」  
(令和2年7月17日閣議決定)【抄】

## 第3章 新たな日常の実現

## 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

今回の感染症拡大を契機として、柔軟な医療提供体制、データ利活用、**健康予防の重要性が再認識**された。社会保障制度の基盤強化を着実に進め、「新たな日常」を支える社会保障を構築するとともに、困難に直面している女性や若者などへの支援を通じた格差拡大の防止を図り、地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、**誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現**をしていく。

## (1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

現下の情勢を踏まえ、当面の最重要課題として、感染症の影響を踏まえ、新規感染者数の増大に十分対応することができる医療提供体制に向けて万全の準備を進めておく必要がある。また、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むとともに、**外出自粛下において再認識された日々の健康管理の重要性を踏まえ、エビデンスに基づく予防・健康づくり、重症化予防の取組もより一層推進**する。

今般の感染症に係る施策の実施状況等の分析・評価を踏まえつつ、その重要性が再認識された以下の取組をより一層推進する。今般の診療報酬等の対応、病床・宿泊療養施設の確保状況、情報の利活用等の在り方を検証し、より迅速・柔軟に対応できる医療提供体制を再構築する。骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進め、人生100年時代に対応した社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして持続可能なものとして次世代への継承を目指す。

# 食生活改善普及運動

- 「健康日本21(第二次)」の目標の達成に向けて、毎年9月に実施。
- 令和2年度食生活改善普及運動は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、家庭で食事をする機会が増加したと見込まれることから、**家庭での食生活改善の重要性を普及・啓発することに焦点を当て展開**。
- 普及啓発用ツールをウェブサイトに掲載するとともに、取組事例を収集して横展開を進めていく等、バランスの良い食事を入手しやすい環境づくりを推進。

## 【令和2年度普及啓発ツール】

普及チラシ



毎日プラス1皿の野菜



おいしく減塩1日マイナス2g



毎日のくらしにwith ミルク



おうちご飯にバランスをプラス



おうちご飯にバランスをプラス



おうちご飯にバランスをプラス



おうちご飯にバランスをプラス



➤ 小売店、飲食店等で活用可能なPOP類等は、「スマート・ライフ・プロジェクト」のウェブサイト※からダウンロード・印刷して使用。  
 ※ <https://www.smartlife.mhlw.go.jp/plus1tool>

# 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

- 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的に創設。
- 本交付金には、新型コロナウイルス感染症対策事業(※)が盛り込まれ、都道府県等が自宅療養を行う場合のフォローアップ(健康管理)、**生活支援として配食による食事の提供等も対象**。

(※)本事業は、都道府県を交付対象とした新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によるものであり、保健所設置市・特別区にあっては、都道府県からの間接補助金が充てられる。

## 《新型コロナウイルス感染症の軽傷者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第3版)(令和2年5月1日(令和2年6月15日改訂))》

### (5) 自宅療養に関する準備(配食サービスについて)

- 自宅療養に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策事業に基づき、解除までの期間、自宅軽症者等に対し、外出せずに自宅療養に専念してもらうため、生活支援として配送による食事の提供等(以下「配食サービス」という。)を行うことが可能となっている。特に、単身者が自宅療養を行う場合や、ひとり親家庭の保護者が自宅軽症者等に該当する場合など、自宅軽症者等が外出せずに生活を継続できるよう、配食サービスの導入を検討することが考えられる。

#### ①配食サービスの提供体制確保

- 配食サービスの実施に当たっては、事前に管内における当該サービスを提供する主体(配食事業者等)の把握が必要になると考えられる。その際、事業の趣旨に照らし、配送に当たっての感染症対策、個人情報の保護等、適切な対応を執ることが可能な事業者であることが求められる。
- 配食サービスに携わる配食事業者等に関しては、例えば以下の事項について把握することが必要となる。
  - ・ 都道府県等域において配食サービスを実施可能な区域の範囲
  - ・ 食事提供能力
  - ・ 提供可能な食事内容(**アレルギー食など特別の配慮を要する場合への対応や栄養素等に配慮した献立を含む**)
  - ・ 配食サービス が開始可能となる時期

(略)

#### ③配食事業者等の選定方法

(略)

- また、配食事業者等の選定に当たっては、上記①の趣旨を踏まえ、円滑かつ適切な事業実施が可能となるよう、必要な選定要件を設定することが考えられる。(チェックすることが考えられる例については、別添1を参照)

(略)

## 1. 東京栄養サミットを契機にした食環境づくりの推進

- 東京栄養サミットにおけるテクニカルセッション開催経費 <予算:81百万円>  
※新型コロナウイルス感染症の影響等により令和3年12月を目途に延期
- 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業 <予算:46百万円>
- 自然に健康になれる食環境づくりの推進事業 <予算:5百万円>

## 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

- 国民健康・栄養調査の実施 <予算:257百万円(125百万円)> ※新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度調査は中止
- 食事摂取基準等の策定 <予算:10百万円(12百万円)>
- 健康日本21(第二次)分析評価事業の実施 <予算:38百万円(28百万円)>  
委託先:国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所>

## 3. 管理栄養士等の養成・育成

- 実践領域での高度な人材育成の支援 <予算:10百万円(10百万円)、委託先:公益社団法人日本栄養士会>
- 養成教育の更なる質の向上 <予算:10百万円(10百万円)、委託先:特定非営利活動法人日本栄養改善学会>
- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予算:62百万円(60百万円)>
- 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 <予算:30百万円(28百万円)、補助先:公益社団法人調理技術技能センター>

## 4. 地域における栄養指導の充実

- 栄養ケア活動支援整備事業の実施 <予算:30百万円(30百万円)>  
補助先:民間団体(公募) 令和元年度事業採択数:6事業>
- 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算:37百万円(37百万円) 補助先:都道府県等 令和元年度内示数:50自治体>

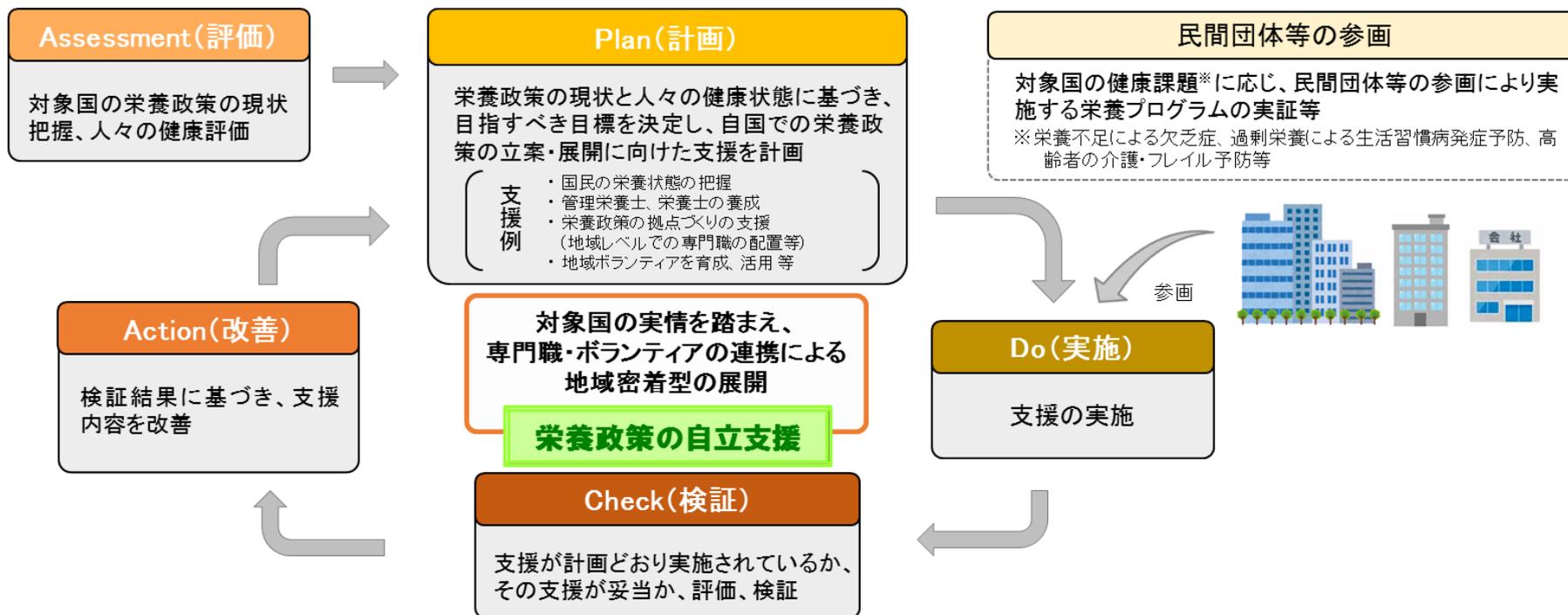
# 1. 東京栄養サミットを契機にした食環境づくりの推進

## 東京栄養サミットにおけるテクニカルセッション開催経費

- 東京栄養サミットの一環として、各国の産学官関係者に対し技術的な情報共有等を行うためのテクニカルセッションを開催する。  
※新型コロナウイルス感染症の影響等により令和3年12月を目途に延期

## 東京栄養サミットを契機とした国際貢献に向けた調査事業

- 東京栄養サミットを契機とした栄養政策を通じた国際貢献の本格展開に向けて、途上国等が栄養政策を自力で立案・展開できるように、各国の栄養政策を調査・分析する。



栄養政策を通じた国際貢献(栄養政策の自立支援)イメージ

# 東京栄養サミットの開催

- 「栄養サミット」は、英国の主導により開始した栄養改善に向けた国際的取組であり、2012年のロンドンオリンピック最終日に当時のキャメロン英国首相が開催した「飢餓サミット」をきっかけに、2013年にロンドンで初めて開催され、2016年はリオでも開催。
- 東京開催では、飢餓と低栄養だけではなく、過栄養のほか「**栄養不良の二重負荷**」をも対象とした上で、**これらの解決に向け、持続可能な開発目標(SDGs)の推進にも資する議論を予定**。
- 厚生労働省は我が国の栄養行政を中心的に担う省庁として、これまでの栄養政策の知見・経験の共有も交え、国際的な議論に貢献しつつ、さらには、栄養に関する国際貢献(栄養政策の立案・展開支援)につなげていく。
- 本サミット開催に向けた準備を省内横断的に行っていく体制を確保するため、厚生労働省に厚生労働大臣政務官を本部長とする「東京栄養サミット2020厚生労働省準備本部」を2020年1月に設置。準備本部では、栄養課題の整理・共有、今後の栄養政策の方向性の検討を行うとともに、国内外の栄養課題の解決に向けたコミットメント(誓約)の検討を行う予定。

## 現時点でのサミットのイメージ

日程	2021年12月(予定)
主催	日本政府
共催 (予定)	英国, 仏国(2024年オリンピック開催国), 国際機関 (WHO, FAO, WFP, UNICEF, 世銀等), ビル&メリンダ・ゲイツ財団, NGO等
想定される 出席者	首脳級, 閣僚級, 国際機関の長, 市民社会, 民間企業等
目的	世界的な栄養改善の現状と課題を確認し, 栄養課題に向けた各国の今後の国際的取組の促進を主導
主なテーマ	① 健康: 栄養のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) への統合 ② 食: 健康的で持続可能なフード・システムの構築 ③ 強靱性: 脆弱な状況下における栄養不良対策 ④ 説明責任: データに基づくモニタリング ⑤ 財政: 栄養改善のための財源確保
想定される成果	Tokyo Nutrition for Growth Compact (成果文書) (各ステークホルダーからの、栄養課題に向けたコミットメントを添付) ※我が国の栄養に対する取組をパッケージとして発信

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

x) 海外の成長市場の取り込み

(略)

**持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた世界的な動きは、新たな事業機会**でもある。「行動の10年」のスタートに当たり、2021年に予定されているアジア・太平洋水サミット、**東京栄養サミット2020**や**東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運も活用し、Society 5.0や「日本のSDGsモデル」を国際社会に共有、展開する。**

(略)

① Society5.0の国際展開とSDGs達成

ア) マルチステークホルダーによる取組の支援

- ・ 世界経済フォーラム及び一般社団法人世界経済フォーラム第4次産業革命センターが2021年4月に日本で開催するGlobal Technology Governance Summit(GTGS)を支援し、民間主導によるヘルスケア、スマートシティ及びモビリティを中心とした各プログラムや、DFFT及びそれを踏まえたガバナンスイノベーションの実現に向けた取組を行うほか、各プログラムを支援する日本の施策の成果発信にも活用する。
- ・ 昨年の国連SDGサミットで合意された「**行動の10年**」の実践のため、**保健・栄養、海洋プラスチックごみ、気候変動、防災など日本の強みが活かせるSDGs主要課題において、TICAD7や日メコンSDGsイニシアティブをモデルに、日本企業による国際機関との連携等を促すことを含め、官民挙げた取組を推進する。**

(略)

# (参考)SDGs実施指針・SDGsアクションプラン

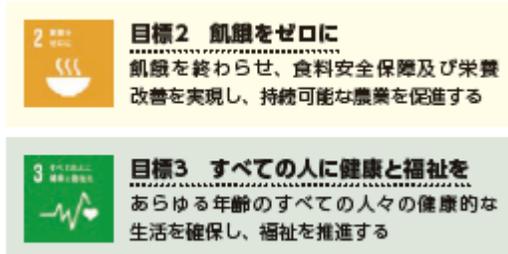
- 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17の目標を設定。
- **栄養課題への取組は、栄養や健康の課題を対象とする、目標2「飢餓をゼロに」、目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめ、教育や勤労等の様々な全ての目標の達成に寄与し得る。**
- SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、2016年5月にSDGs推進本部(本部長：安倍総理大臣)を内閣に設置。その第2回会合において、安倍総理大臣の指示の下、SDGsの実施のための我が国政府としての実施指針(SDGs実施指針)を決定し、2019年12月の第8回会合において本指針を初めて改定。
- また、我が国の「SDGsモデル」を世界に発信することを目的に、その方向性や主要な取組を取りまとめた「SDGsアクションプラン」を2017年12月に公表し、以降毎年改定。

## 「SDGs 実施指針改定版」 (令和元年12月20日 SDGs推進本部策定)【抄】

### 5. 今後の推進体制

#### (4) 広報・啓発等

今後、2020年には、SDGsの達成に向けた法の支配の推進をテーマとする第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)や持続可能性の取組をレガシーとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会、**日本が重視する保健分野で東京栄養サミット2020**、水分野で第4回アジア太平洋水サミットが、2025年には日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開催されるなど、世界の注目が日本に集まる機会がある。これらの行事やそれ以外のあらゆる機会を捉え、SDGsの理念や日本の取組を世界に発信する絶好の機会を活用し、国内のステークホルダー及び国際機関との協力の下、日本の「SDGsモデル」の発信と日本全国でのSDGsの主流化に努めていく。これらの機会にかかる準備、運営、調達等についても、SDGsに基づき、環境、人権等に関わるデュー・デシリジェンスを確実に実行する必要がある。



(参考)SDGsアクションプラン2020 ~2030年の目標達成に向けた「行動の10年」の始まり~  
(令和元年12月SDGs推進本部)【抄】



『SDGsアクションプラン2020』のポイント

- 日本は、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献。SDGsの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示す。
- 『SDGsアクションプラン2020』では、改定されたSDGs実施指針の下、今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく、2020年に実施する政府の具体的な取組を盛り込んだ。
- 国内実施・国際協力の両面において、次の3本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」の展開を加速化していく。

I. ビジネスとイノベーション ~SDGsと連動する「Society 5.0」の推進~	II. SDGsを原動力とした地方創生、 強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり	III. SDGsの担い手としての 次世代・女性のエンパワーメント
<p><b>ビジネス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>企業経営へのSDGsの取り込み及びESG投資</u>を後押し。</li> <li>▶ 「<u>Connected Industries</u>」の推進</li> <li>▶ <u>中小企業のSDGs取組強化</u>のための関係団体・地域、金融機関との連携を強化。</li> </ul> <p><b>科学技術イノベーション(STI)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>STI for SDGs</u>ロードマップ策定と、各国のロードマップ策定支援。</li> <li>▶ STI for SDGsプラットフォームの構築。</li> <li>▶ 研究開発成果の<u>社会実装化促進</u>。</li> <li>▶ <u>バイオ戦略</u>の推進による持続可能な循環型社会の実現(バイオエコノミー)。</li> <li>▶ <u>スマート農林水産業の推進</u>。</li> <li>▶ 「<u>Society5.0</u>」を支えるICT分野の研究開発、AI、ビッグデータの活用。</li> </ul>	<p><b>地方創生の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>SDGs未来都市、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム</u>を通じた民間参画の促進、<u>地方創生SDGs国際フォーラム</u>を通じた普及展開</li> <li>▶ 「<u>地方創生SDGs金融</u>」を通じた「<u>自律的好循環</u>」の形成に向け、SDGsに取り組む地域事業者等の登録・認証制度等を推進</li> </ul> <p><b>強靱なまちづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>防災・減災、国土強靱化の推進、エネルギーインフラ強化やグリーンインフラの推進</u></li> <li>▶ 質の高いインフラの推進</li> </ul> <p><b>循環共生型社会の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>東京オリンピック・パラリンピック</u>に向けた持続可能性の配慮</li> <li>▶ 「<u>大阪ブルー・オーシャン・ビジョン</u>」実現に向けた<u>海洋プラスチックごみ対策</u>の推進。</li> <li>▶ 地域循環共生圏づくりの促進。</li> <li>▶ 「<u>バリ協定期長成長戦略</u>」に基づく施策の実施。</li> </ul>	<p><b>次世代・女性のエンパワーメント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>働き方改革</u>の着実な実施</li> <li>▶ あらゆる分野における<u>女性の活躍推進</u></li> <li>▶ <u>ダイバーシティ・バリアフリー</u>の推進</li> <li>▶ 「<u>次世代のSDGs推進プラットフォーム</u>」の内外での活動を支援。</li> </ul> <p><b>「人づくり」の中核としての保健、教育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>東京オリンピック・パラリンピック</u>を通じた<u>スポーツSDGs</u>の推進。</li> <li>▶ <u>新学習指導要領を踏まえた持続可能な開発のための教育(ESD)</u>の推進。</li> <li>▶ <u>ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)</u>推進</li> <li>▶ <u>東京栄養サミット2020</u>の開催、<u>食育</u>の推進。</li> </ul>

**国際社会への展開** 2020年に開催される、京都コンgres(4月)、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(7月~9月)、アジア・太平洋水サミット(10月)、東京栄養サミット2020(時期調整中)等の機会も活用し、国際社会に日本のSDGsの取組を共有・展開していく。

# (参考)SDGsアクションプラン2020 ~2030年の目標達成に向けた「行動の10年」の始まり~ (令和元年12月20日SDGs推進本部)【抄】



## 「SDGs実施指針」優先課題②【主な取組】:健康・長寿の達成(続き)

### ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) 推進のための国際協力

#### 栄養・水・衛生

栄養、水・衛生分野の取組を進めることはUHCを達成するために不可欠。例えば、以下の取組を実施。

- ・10万人超の青少年(7万人の女兒、3万人の男児)に貧血及び栄養不良予防サービスを提供
- ・水因性疾患の減少(特に、5歳以下の子供)、女性・子供の水汲労働の減少



#### 第4回アジア・太平洋水サミット開催

2020年10月、熊本にて第4回アジア・太平洋水サミットを開催。アジア・太平洋地域の持続可能な発展に向け、地域の水問題について議論が行われる見込み。

#### 栄養改善ビジネスの国際展開支援事業

「栄養改善事業推進プラットフォーム(NJPPP)」と連携し、栄養改善に関する情報発信、セミナー・シンポジウムの開催等を支援。国内食品事業者等の栄養改善ビジネスの国際展開のために必要な基礎情報の収集等の支援を行い、海外進出を後方支援。

(R2当初0.2億円)

#### 「東京栄養サミット2020」の開催と栄養サミットテクニカル・セッション等実施事業

・2020年に我が国は「東京栄養サミット2020」を開催予定。マルチセクターの取組や官民連携の重要性を確認し、我が国の栄養に対する取組を発信予定。



・また、東京栄養サミット2020にあわせ、各国・国際機関等の栄養政策立案者等の間で国際的な栄養政策の推進に向けた技術的な情報共有等を図るためのテクニカル・セッションを開催する。さらに、我が国が戦後、低栄養・過栄養の両方への対策として栄養改善を行いながら、経済発展を遂げ、健康長寿社会を達成してきた経験を踏まえ、東京栄養サミット2020を契機として栄養政策の立案・展開に係る国際貢献を進めるため、必要な調査分析を行う。(R2当初1.3億円)

#### アジアにおける取組

##### アジア健康構想・アフリカ健康構想の推進

「アジア健康構想に向けた基本方針」及び「アフリカ健康構想に向けた基本方針」に基づき、アジア諸国及びアフリカ諸国との相互互恵的な協力を通じ、医療・介護、ヘルスケアサービス、健康な生活を支えるサービスについて、自律的な産業を振興し、裾野の広い富士山型のヘルスケアをアジアとアフリカで実現していくことを目指す。

#### アフリカにおける取組

##### 医療施設におけるカイゼンの普及

途上国の公的医療施設のサービス向上に貢献すべく、2007年からアフリカ15か国にて開始。現在では33か国の2000以上の医療施設がカイゼン手法を導入。医療資源に限りのある医療施設において大きな成果をあげ、2012年にはUN南々協力賞を受賞、2015年にはDAC賞のファイナリストに選出された。

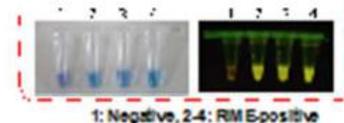


##### アフリカにおける顧みられない熱帯病(NTDs)対策のための国際共同研究プログラム

我が国とアフリカ諸国の大学等研究機関において、以下の取組を実施。

- ・NTDsの予防、診断、創薬、治療法の開発等を実施
- ・成果の社会実装を目指すとともに、共同研究を通じてアフリカの若手研究者を人材育成

(R2当初0.7億円)



1: Negative, 2,4: RIM Positive

##### 食料安全保障と栄養改善に向けたイニシアティブとアプローチ

アフリカ地域の食料安全保障と栄養改善の達成に向けて、「アフリカ稲作振興のための共同体イニシアティブ(CARDフェーズ2)」、「市場志向型農業振興アプローチ(SHEP)」、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)」等を通じて、以下等を推進。

本事業の活動現場では、女性や子ども、小規模農家など社会的弱者の参加や裨益を重視。

- ・持続可能な生産性向上・収穫から市場に至るフードロス削減
- ・食料アクセス改善・フードバリューチェーン強化
- ・食の多様化・栄養改善等

# 東京栄養サミットに向けた調査・分析等事業

- 令和元年度予算事業において、東京栄養サミットに向けて、これまでの我が国の栄養政策における取組や今後の取組の方向性などを整理した「日本の栄養政策」のパンフレットを作成。

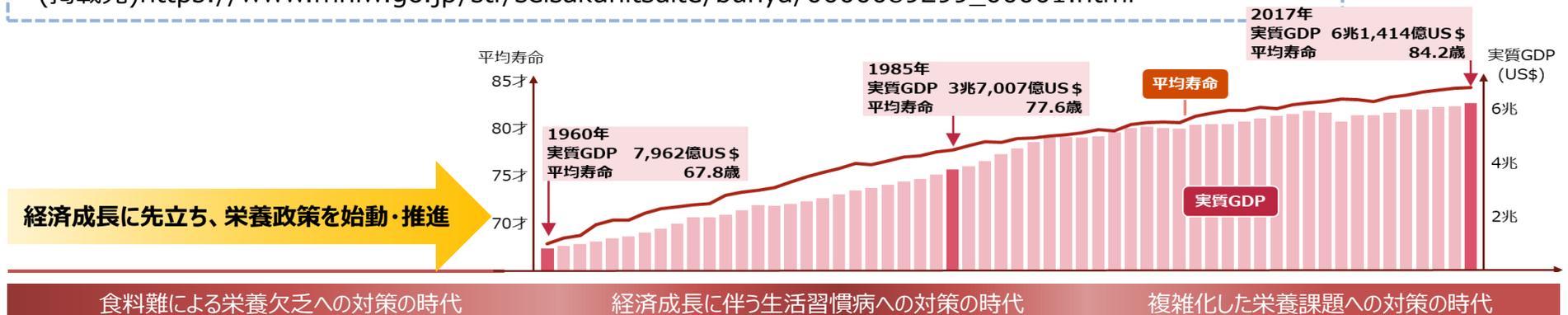
## 〈パンフレットのポイント〉

- 日本は栄養に関する取組を、**経済発展に先立って、日本の栄養政策の重要な3つの要素である「食事」「人材」「エビデンス」を組み合わせた栄養政策を始動。各時代の栄養課題に合わせて発展させ、それと同じくして経済成長を実現し、世界一の長寿国**となった。
- さらに、乳幼児期から高齢期まで全ライフコースを対象とした栄養対策と並行して、傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、「**誰一人取り残さない**」社会づくりを行ってきた。
- こうした日本の100年以上の栄養政策の経験に根ざし、持続可能な社会の実現への貢献を目指す。

(掲載先)[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00001.html)



「日本の栄養政策」パンフレット



1968年  
世界第2位の経済大国へ

1985年  
世界一の長寿国となる

災害時に備えた栄養・食生活支援体制(防災栄養)の強化につながるように、各自治体において活用できる、**地域の基本属性に対して災害時に備える備蓄等がわかるような簡易ツールを作成**し、以下のウェブサイトにて公表。**適宜防災部門等の関連する部門にも共有の上**、食料備蓄量を推計する際の一助として、積極的にご活用いただきますよう、お願いいたします。

(掲載先)[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00004.html)

## 自然に健康になれる食環境づくりの推進事業

- 活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸が課題であり、この課題解決を図る上で、栄養・食生活は最も重要な要素の一つである。
- 適切な栄養・食生活を支え、推進するための食環境づくりに向けて、令和2年秋頃に、**産学官及びその共同体等、様々な主体との連携体制を整備**する。
- 食環境づくりの推進に向けては、現下の国民の健康の保持増進に資する取組とするだけでなく、環境にも配慮するなど、**持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも広く資するもの**とし、東京栄養サミットのコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に入れて検討する。

### 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日 閣議決定）【抄】

#### 6. 個別分野の取組

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### vi) 疾病・介護の予防

##### ① 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

##### イ) 予防・健康づくりに向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

- ・ **健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりの推進に向けて、2020年秋頃に産学官及びその共同体等、様々な主体との連携体制を整備するとともに、効果的な減塩アプローチ等に関するエビデンス構築を含む総合的な施策について、栄養サミットのコミットメントとすることやアジア諸国等への国際展開も視野に、検討を進める。**

## 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

### 国民健康・栄養調査の実施

#### 国民健康・栄養調査の重点テーマ

国民健康・栄養調査企画解析検討会(令和2年2月14日)において決定

調査項目		調査テーマ				
		H30	R1	R2 大規模年	R3	R4
身体状況	身体計測	所得等社会経済的状況	社会環境	地域格差 (※)	次期健康づくり等に関する 実態把握	社会環境
	問診					
	血圧					
	血液検査					
栄養・食生活						
身体活動・運動						
休養						
喫煙						
飲酒						
歯の健康						
その他(高齢者、所得等)						

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて調査は中止し、重点テーマは以後1年ずつずらして実施予定。

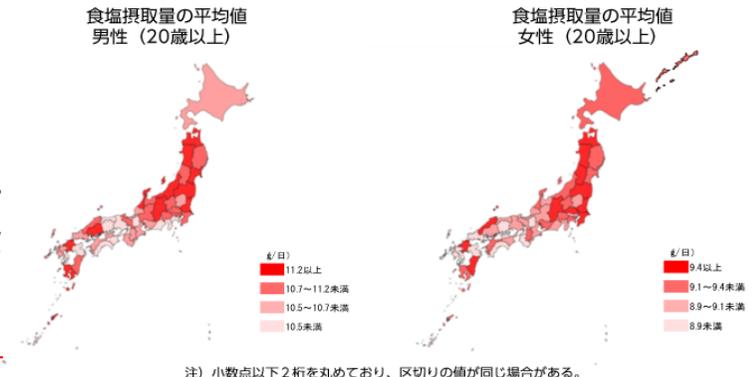
# 令和3年国民健康・栄養調査の概要(予定)

## 《調査規模の拡大》

健康日本21(第二次)の最終評価に向けて、地域ごとに把握、比較分析し、健康づくり施策を展開していくための資料とするため、調査地区を拡大した国民健康・栄養調査(以下「拡大調査」という。)を実施予定。

### 【背景・目的】

- 健康日本21(第二次)において、基本的な方向性として健康格差(地域格差等)の縮小を設定
- 健康日本21(第二次)の開始時の現状把握として平成24年調査において拡大調査を実施、中間評価として平成28年調査において拡大調査を実施
- **健康日本21(第二次)の最終評価に向けて、令和3年に拡大調査を実施予定**



地域格差の例(前回拡大調査:平成28年国民健康・栄養調査結果)

### 【拡大調査の概要】

#### 〈調査地区〉

通常年:約6,000世帯、約18,000人

**→令和3年(予定):約23,750世帯、約61,000人(平成24年及び28年調査と同規模、通常年の約4倍)**

#### 〈調査項目〉

- 1) 身体状況調査票(身長、体重、腹囲、血圧測定、血液検査等)
- 2) 栄養摂取状況調査票(食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況(欠食・外食等))
- 3) 生活習慣調査票(食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、喫煙等に関する生活習慣全般を把握)

# 食事摂取基準の策定等

## 【背景】

- 食事摂取基準は、健康増進法第16条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進、生活習慣病の発症予防を目的として、エネルギー及び各栄養素の摂取量について、1日当たりの基準を示したものであり、5年ごとに改定を行っている。
- 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」では、更なる高齢化の進展を踏まえ、生活習慣病予防に加え、高齢者のフレイル予防も視野に入れて策定。

## 【主な変更ポイント】

- きめ細かな栄養施策を推進する観点から、50歳以上について、より細かな年齢区分による摂取基準を設定。
- 高齢者のフレイル予防の観点から、総エネルギー量に占めるべきたんぱく質由来エネルギー量の割合(%エネルギー)について、65歳以上の目標量の下限を13%エネルギーから15%エネルギーに引き上げ。
- 若いうちからの生活習慣病予防を推進するため、以下の対応を実施。
  - 飽和脂肪酸、カリウムについて、小児の目標量を新たに設定。
  - ナトリウム(食塩相当量)について、成人の目標量を0.5 g/日引き下げるとともに、高血圧及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防を目的とした量として、新たに6g/日未満と設定。
  - コレステロールについて、脂質異常症の重症化予防を目的とした量として、新たに200 mg/日未満に留めることが望ましいことを記載。

※ 検討会報告書を踏まえ、令和2年1月に告示。

## 【食事摂取基準の活用】

- 2020年版の食事摂取基準では、高齢者のフレイル予防も視野に入れて策定したことから、自治体でも活用可能な高齢者向けのフレイル予防に資する普及啓発資料を作成・公表。

# 食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防事業

- 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」では、更なる高齢化の進展を踏まえ、高齢者のフレイル予防も視野に入れて策定したことから、令和元年度は、**フレイルの概念の普及やフレイル予防の推進に向けて、食事摂取基準を活用した高齢者向けの普及啓発用パンフレット等を作成。**

## 〈パンフレットのポイント〉

- 高齢者自身が主体的にフレイル予防に取り組めるよう、セルフチェックを掲載。
- 高齢期における「メタボ予防からフレイル予防へ」の切り替えの重要性を啓発するとともに、フレイル予防の3つのポイントとして、「栄養」を中心に、「身体活動」、「社会参加」のそれぞれの観点からできる取組について提案。

※ フレイル予防の普及啓発用ツールとして、パンフレット(日・英版)のほか、活用媒体や動画も作成。



フレイル予防の普及啓発パンフレット

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日 閣議決定)において、**本普及啓発ツールを活用して地域高齢者等のフレイル対策に取り組むことが示されている**ため(※)、適宜介護保険主管部局や後期高齢者医療主管部局等の関連する部門との連携を図りつつ、積極的にご活用いただきますよう、お願いいたします。

(※) KPI (第一階層) : フレイル予防の普及啓発ツールを活用した栄養に係る事業を実施する市町村【2022年度までに50%以上】

## パンフレットの活用事例

- 神奈川県大和市では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の一環として、昨年度通いの場で実施した「フレイルチェック票」から低栄養リスクのある者を抽出し、「フレイル予防パンフレット」(後期高齢者のセルフチェック付き)を郵送。
- 後日、セルフチェックの状況を電話で聞き取り、フォローアップを実施予定。

(出典) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策下における一体的実施の対応策について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000628569.pdf>)

(出典) 厚生労働省「高齢者のフレイル予防事業」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00002.html))

# 地域高齢者等の健康支援を推進するための配食事業の栄養管理

## 【概要】

- 配食事業者における栄養管理体制等の在り方を検討するために、平成28年度に検討会を開催し、平成29年3月に事業者向けのガイドラインを策定。
- ガイドラインを踏まえた配食サービスの普及と利活用の推進に向けて、配食事業者向けと配食利用者向けの普及啓発用パンフレットを作成し、自治体等に周知するとともにホームページに掲載した。(平成29年度)
- 普及啓発用パンフレットも活用しながら、ガイドラインを踏まえた配食サービスの更なる普及に向け、ガイドラインを踏まえた取組事例集を作成するとともに、栄養ケア活動支援整備事業等において、管理栄養士等の専門職と事業者の連携を推進した。(平成30年度・令和元年度)



配食事業者向けパンフレット 配食利用者向けパンフレット

## 【令和2年度以降の方針】

- 引き続き、管理栄養士等の専門職と事業者の連携を推進するとともに、適切な栄養管理に基づく配食サービスを、地域高齢者等の個々の自宅のみならず、地域の共食の場でも推進していくための仕組みづくりを支援する。
- そのほか、ガイドラインを踏まえて取り組んでいる事業者及び地方自治体の新たな事例を継続的に収集していく。



取組事例集

(出典)「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」の普及について：  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158814.html>

## 「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）【抄】

### 4.2. 健康長寿社会の形成に資する新産業創出及び国際展開の促進等

#### 4.2.1. 新産業創出

##### (1) 公的保険外のヘルスケア産業の促進等

#### ○ 個別の領域の取組

##### (健康な食、地域資源の活用)

- ・ **管理栄養士などの専門職が参画して適切な栄養管理を行う「健康支援型配食サービス」の地域での展開を支援する。**

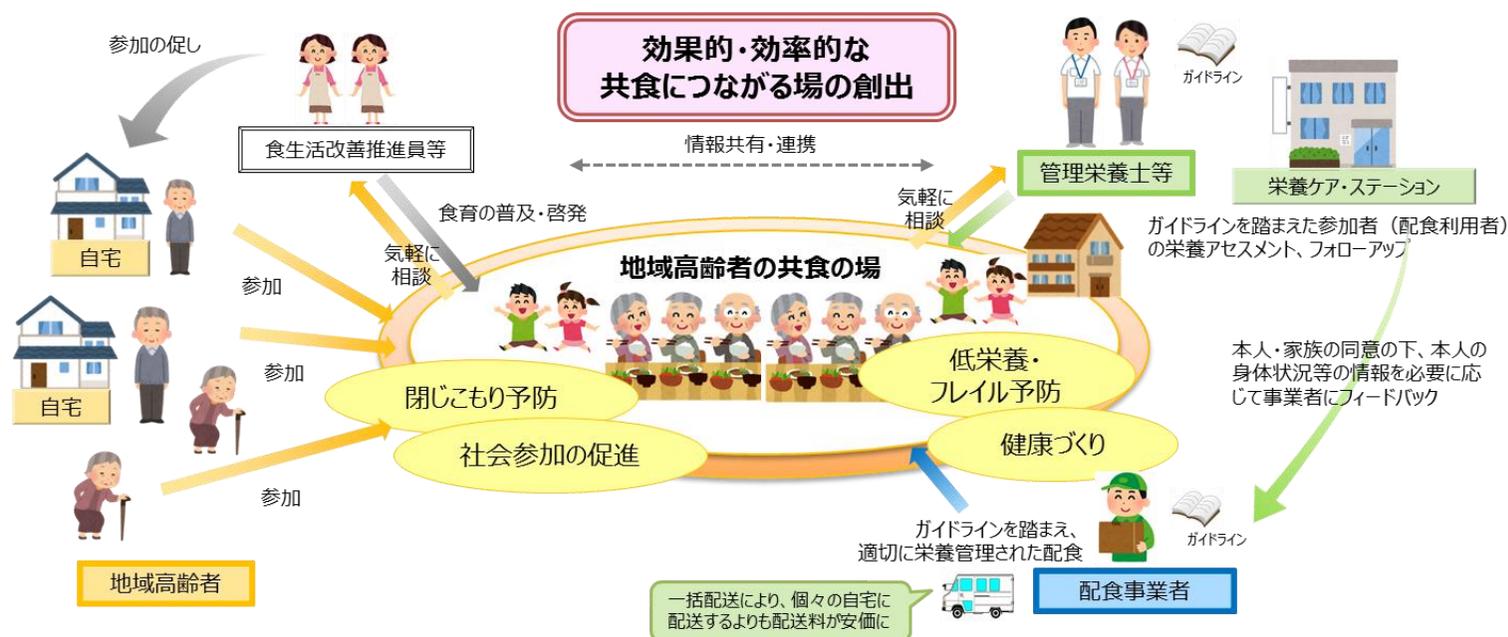
○地域の共食の場やボランティア等も活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル予防にも資する、効果的・効率的な健康支援につなげる。

○咀嚼機能等が低下した高齢者等に向けた健康な食事の普及を図る。

【目標】

・2020年度までに専門職と事業者が連携した配食サービスの活用について、25%の市町村、70拠点の栄養ケア・ステーションでの展開を目指す。

〈地域高齢者の共食の場における「健康支援型配食サービス」の活用イメージ〉



【配食事業者向けガイドライン※の概要】 ※「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年3月厚生労働省健康局策定）

- 日々の配食には教材的役割が期待され、適切に栄養管理された食事が提供される必要があることから、献立作成の対応体制、基本手順、栄養価のばらつきの管理等の在り方について、我が国として初めて整理。
  - 利用者の適切な食種の選択を支援する観点から、
    - ・ 配食事業者は利用者の身体状況等について、注文時のアセスメントや継続時のフォローアップを行うとともに、
    - ・ 利用者側は自身の身体状況等を正しく把握した上で、配食事業者に適切に伝えることが重要であり、その基本的在り方を整理。
- 献立作成や、配食利用者に対する注文時のアセスメントと継続時のフォローアップについては、管理栄養士又は栄養士（栄養ケア・ステーション等、外部の管理栄養士を含む。）が担当することを推奨。

# 「健康支援型配食サービス」の取組事例

## ① 新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部(新潟県長岡保健所)

- 「配食事業者向けガイドライン」を踏まえ、平成29年度から健康増進指導事業の一環として、地域高齢者等の栄養・食生活の充実を目指した食環境整備を推進。
- 管内へ宅配可能な民間配食サービスとスーパーマーケット等による宅配サービスの情報を集約した「長岡地域配食サービス等情報一覧表」を平成30年3月に作成し、地域高齢者等を支援する多職種の関係者に情報提供。
- 地域高齢者等の栄養・食生活の課題の共有と今後の取組を検討するとともに、**関係者間の連携体制を強化することを目的に、地域高齢者等の「食」をサポートする体制整備検討会を開催。**



長岡地域配食サービス等  
情報一覧表

## ② 兵庫県

- 兵庫県の低栄養傾向(BMI $\leq$ 20kg/m<sup>2</sup>)の高齢者の割合が、全国の値と比較して高い状況であったことから、兵庫県医師会、歯科医師会、栄養士会、歯科衛生士会等の関係団体や配食事業者、市町介護予防部局と協働で、「兵庫県版フレイル予防・改善プログラム」を作成。
- 本プログラムでは、通いの場やサロンなど高齢者が集う場におけるフレイル予防・改善プログラムの実践メニューとして、**通いの場等において配食サービスを活用したフレイル予防・改善食の会食と管理栄養士、歯科衛生士による栄養・健康教育の実施**を含む4パターンの例を示し、高齢者が自らフレイル予防に取り組めるよう事業を実施。
- これまで、市町における地域高齢者の通いの場では、健康体操など身体機能の向上を目的とした取組が中心だったが、令和2年3月時点の調査では、県内全41市町のうち32市町が本プログラムを活用したフレイル予防教室を実施。



「兵庫県版フレイル予防・改善プログラム」の流れ

## ③ 神奈川県大和市

- **「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の一環として、通いの場等で健康支援型配食サービスを活用した食講座を実施予定。**

(出典) 厚生労働省「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る準備状況に関する調査結果」(令和2年3月時点集計版)

### 3. 管理栄養士等の養成・育成

#### 制度の改正

#### 養成の充実

#### 国家試験の充実

#### 生涯教育の充実

平成12年  
栄養士法の一部改正  
(管理栄養士の業務の明確化等)

平成13年  
管理栄養士養成カリキュラムの全面改正  
(平成14年施行)

平成14年  
管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)の改定

平成22年度改定

平成26年度改定

平成25年度  
管理栄養士専門分野別育成事業の開始

平成30年度  
教育養成のためのモデル・コア・カリキュラムの策定

平成30年度改定

令和2年3月  
国家試験適用

関係団体、  
関係学会と協働

## 実践領域での人材育成の支援

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業(委託先:日本栄養士会)として、平成25年度から「管理栄養士専門分野別育成事業」を実施。
- 新たな専門領域の認定の在り方について検討するとともに、既に認定を開始している専門分野別管理栄養士の認定システムについて学会と連携し、検証・改善を行う。

## 教育領域での人材育成の支援

- 管理栄養士養成施設数は151校、栄養士養成施設数は150校(令和2年4月現在)
- 令和元年度に作成した「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」活用支援ガイドの普及を行うほか、食環境整備等のアプローチも含めて地域の栄養課題の解決を図る上で必要な知識や技術に関する教育プログラムを作成する。(委託先:日本栄養改善学会)

## 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保

- 栄養士法に基づく管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付等を行う。

## 特殊な調理に対応できる調理師研修事業

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けて政府全体で、ハラールに関して必要な対応について、関係省庁が連携して取り組むことになっていることから、日本における調理の特性を考慮しながら、ハラールに対応できる知識や技術を普及するための研修を支援する。
- 今後の高齢社会の更なる進展を見据え、調理師が、医療・介護施設のみならず飲食店等でも、対象者の嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理できるよう、専門技能の修得を支援する。

## 4. 地域における栄養指導の充実

### 栄養ケア活動支援整備事業の実施

#### 【事業の目的】

増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士・栄養士の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を全国単位又は地域単位で行う公益法人等の民間の取組の促進・整備を行う。

#### 【事業の概要(抜粋)】

##### ○ 地域事業

地域における在宅療養者・居宅要介護者の栄養ケアの状況に応じて在宅や診療所での栄養ケアを行う人材を継続的に供給できるシステムをモデル的に構築し、そのシステムを活用した栄養ケア活動の成果を検証する。

##### ○ 全国事業又は地域事業

栄養ケアの一環として、地域高齢者等の個々の住まいや地域の共食の場を対象に適切な栄養管理に基づく配食サービスを予定している事業者に対して、管理栄養士又は栄養士を継続的に供給又は参画させることができるシステムをモデル的に構築し、そのシステムを活用した成果を検証する。

⇒「地域事業」にあつては、以下の要件も全て満たすこと。

- ・ 自治体と連携し、地域における在宅療養者・居宅要介護者の栄養ケアの状況を把握していること。
- ・ 管理栄養士の雇用を考えている施設の登録事業を含んでいること。
- ・ 常勤の職を有していない管理栄養士の登録事業を含んでいること。
- ・ 管理栄養士の雇用を考えている施設への管理栄養士の紹介事業を含んでいること。
- ・ 紹介事業により地域での栄養ケア活動の促進が期待されるものであること。

令和元年度採択例	(全国単位) 日本栄養士会	管理栄養士・栄養士による健康支援型配食サービス事業の拡充
	(地域単位) 栃木県栄養士会	地域で生活する高齢者に対する栄養・食生活のためのモデル事業の実施と検証
	東京都栄養士会	地域高齢者を対象とした通いの場等における適切な食支援を目的とした調査研究事業
	石川県栄養士会	在宅療養者支援のための多職種連携と食支援モデルの構築を目指す栄養ケアステーション事業
	福井県栄養士会	地域に寄り添う在宅栄養ケアシステムの構築～栄養管理・食事支援システムの充実
	兵庫県栄養士会	みんなで食べてフレイル予防“GENKI弁当”プロジェクト～健康支援型配食サービスを活用した高齢者のフレイル対策～

## 健康的な生活習慣づくり重点化事業[糖尿病予防戦略事業]

### 【事業目的】

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備することを目的とする。

### 【事業内容】

#### ①民間産業と連携した栄養バランスのとれた食事を入手しやすい環境整備

中食や外食等の利用機会を通じて、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事についての理解促進、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の実践の定着を図るための取組の実施

#### ②若い世代への栄養バランスのとれた食事の実践支援活動

管理栄養士・栄養士養成施設と連携し、学生による同世代の人たちへの主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を広めていくための創意工夫ある取組の実施

#### ③地域高齢者等の健康支援を推進する食環境の整備

フレイル予防にも配慮した糖尿病予防事業として、地域高齢者等にとって質・量が適切な食事に対する理解促進、各々の身体状況に応じた食事が提供される体制構築

#### ④その他地域の特性を踏まえた糖尿病予防対策

優先的な課題を解決するために、地域の特性を踏まえた疾病の構造と食事や食習慣の特徴を踏まえた取組の実施

### 【実施主体】都道府県・保健所を設置する市・特別区

〈平成元年度実績〉 37百万円、50自治体(都道府県、保健所設置市、特別区)

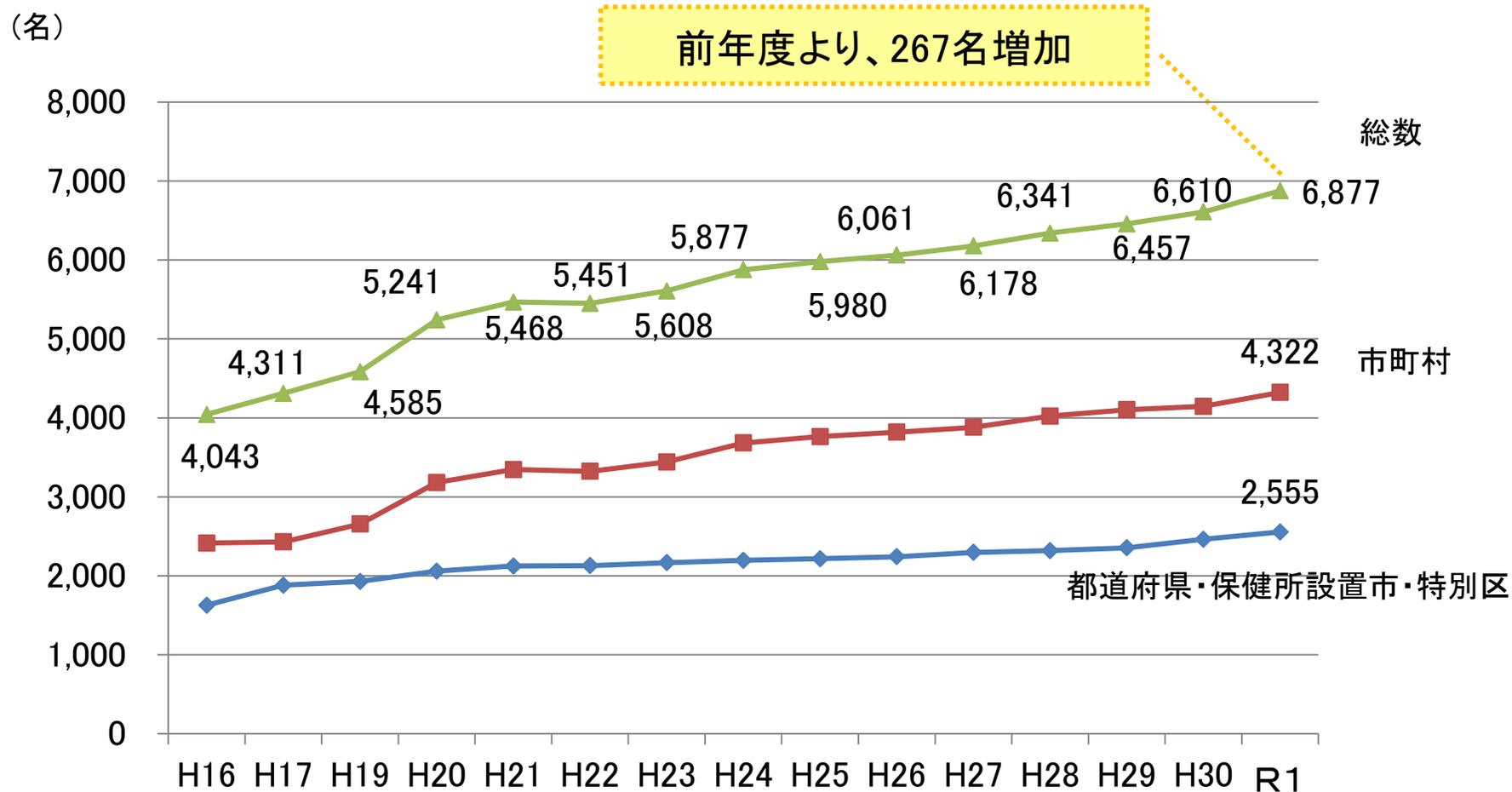
※申請が多数あった場合は、事業内容を精査し、予算額内で補助。

特に、委託費の割合の高い事業は、査定の対象とする。

〈令和2年度予算〉 37百万円※ 【補助率】 1/2

# 行政栄養士数の推移

※新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度調査は中止



資料:厚生労働省健康局健康課栄養指導室とりまとめ

※H18は把握実施なし

## 厚生労働科学研究等(栄養関係)の実施状況

- 根拠に基づく政策立案(Evidence Based Policy Making:EBPM)が重要視される中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するために、**栄養政策に関してもEBPMの視点を一層深めていくことが重要**。
- 栄養政策の立案に当たっては、今後の望ましい社会像と現行の政策や制度との差分を解消するための根拠となる政策研究の積み上げる必要があり、こうした**調査研究の機会を自ら創出していく必要**。

### 《行政栄養士と特に関わりがある研究①》

- 厚生労働科学研究(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)
  - 公衆衛生領域を中心とした自治体栄養士育成プログラム開発のための研究(令和2~4年度)  
行政栄養士の系統立った人材育成に向けて、保健関連職種のキャリアラダー等に基づく人材育成プログラムに関する文献レビューを実施し、行政栄養士向けのキャリアラダーモデルとそれに基づく人材育成プログラムを開発する。
  - 大規模災害時における避難所等での適切な食事の提供に関する研究(令和2~3年度)  
大規模災害時の避難所等における適切な栄養管理のために、人口に関する統計情報や食事摂取基準を活用して、地域の人口構成に応じて適用可能な、避難所等における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量案と、炊き出し用の標準的な献立を作成する。
- 地域保健総合推進事業
  - 大規模災害における栄養・食生活支援活動の連携体制と人材育成に関する研究(平成30~令和2年度)  
全国市区町村の災害時の栄養・食生活支援に係る準備状況について調査し、調査結果を踏まえ、大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドラインを作成する。また、本ガイドラインに基づき、災害時の栄養・食生活支援活動アクションカードを作成し普及するとともに、ケースメソッドを用いた演習による人材育成を行う。

## 《行政栄養士と特に関わりがある研究②》

### ● 厚生労働科学研究(健やか次世代育成総合研究事業)

#### ● 乳幼児の身体発育及び健康度に関する調査実施手法及び評価に関する研究(平成30～令和2年度)

令和2年度に実施予定の乳幼児身体発育調査に向けた課題・手法を検討し、我が国の乳幼児の身体発育や健康度を把握するための基礎資料を作成する。

#### ● 児童福祉施設における栄養管理のための研究(令和元～3年度)

児童福祉施設に通う子どもの発育、食事とその中での給食の役割を家庭の社会経済的条件との関連を踏まえて明らかにし、児童福祉施設の栄養管理の質の向上のために、給食の提供基準を検討する。

#### ● 幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援に向けた効果的な展開のための研究(令和2～3年度)

幼児の栄養・食生活支援に関わる保健医療従事者や児童福祉関係者等を対象とし作成された支援ガイド(案)について、市町村保健センターの母子保健事業、保育所や幼稚園等での保育・幼児教育の場等において、本ガイド案を実践的に活用するための方法を明らかにする。

### ● 厚生労働科学研究(長寿科学政策研究事業)

#### ● 運動・栄養介入による高齢者の虚弱予防に関する長期的な介護費削減効果の検証とガイドライン策定のための研究(平成30～令和2年度)

これまで市町村で行われた介護予防事業や介入研究のエビデンスを網羅的に評価し、虚弱の改善、介護費削減の効果を検証し、有効な運動・栄養介入の方法を検証する。これをもとに検討された介入方法に基づき、新たな介入を行い、その効果を検証し、介護予防事業のための運動・栄養のガイドラインを作成する。

## 《行政栄養士と特に関わりがある研究③》

### ● 老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)

#### ● 認知症対応型共同生活介護における栄養管理の在り方に関する調査研究事業(令和2年度)

栄養スクリーニング加算導入後の認知症対応型共同生活介護入所者(認知症GH)の栄養状態等に関する実態把握のための調査を実施する。その調査結果も踏まえ、現行、認知症GHにおける栄養管理に関しては、制度上、通院困難な重度者を対象とした管理栄養士による居宅療養管理指導しかない中で、日常生活で低栄養改善を図るための仕組みについて検討を行う。

#### ● 通いの場に参加する高齢者を中心とした摂食機能等に応じた適切な食事選択の方策に関する調査研究事業(令和2年度)

令和元年度老人保健健康増進等事業で提案されたツール(※)の実証や、通いの場における低栄養予防・口腔機能向上など食の重要性に関する普及啓発のための検討を行う。

(※)通いの場に参加する高齢者の健康状態や日常の食生活等により現状と課題の分析を行うとともに、通いの場等で活用可能な高齢者が自身の栄養状態や摂食機能、生活環境、嗜好等に合った適切な食事を選択するための具体的なツール提案を実施。

### ● 厚生労働科学研究(政策科学推進研究事業)

#### ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進に係る検証のための研究(令和2~4年度)

①後期高齢者の質問票の検証、②モデル自治体を対象とした、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業検証、③高齢者の保健事業プログラムの進捗に向けた進捗チェックリストの開発、④保健事業対象者の抽出方法の検討、⑤高齢者の保健事業の企画、実施、評価のサポートとなるようなKDB活用ツールの開発を行う。

## 《その他進行中の栄養関係の研究等》

### ● 厚生労働科学研究(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)

- 社会経済格差による生活習慣課題への対応方策に関する社会学的研究(平成30年～令和2年度)
- 地域高齢者の市販弁当等の購買状況を踏まえた適切な食事の普及啓発のための研究(平成30年～令和2年度)
- 栄養政策等の社会保障費抑制効果の評価に向けた医療経済学的な基礎研究(令和元～3年度)
- 特定給食施設等における適切な栄養管理業務の運営に関する研究(令和元～3年度)
- 栄養及び食品の適切な摂取のための行動変容につながる日本版栄養プロフィール策定に向けた基礎的研究(令和元～3年度)
- 「健康な食事」の基準の再評価と基準に沿った食事の調理・選択に応じた活用支援ガイドの開発(令和2～4年度)
- 国民健康・栄養調査の質の確保・向上のための基盤研究(令和2～3年度)

## 《特別研究》

- 国内COVID-19入院患者レジストリデータを用いたCOVID-19の罹患・予後と栄養状態・生活習慣の関連の縦断的解明(令和2年度)
- 新興・再興感染症発生時に備えた配食サービスの強靱化に向けた研究(令和2年度)
- 新型コロナウイルス感染症流行前後における親子の栄養・食生活の変化及び要因研究(令和2年度)
- 新型コロナウイルス感染症の影響による国民の食行動等の変化とその要因研究(令和2年度)

### ● 厚生労働科学研究(健やか次世代育成総合研究事業)

- 生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究(令和2～4年度)

### ● 子ども子育て支援推進調査研究事業

- 妊産婦の適正な栄養・食生活に関する、効果的な情報発信に関する調査研究(令和2年度)

### ● 日本医療研究開発機構研究

- 後期高齢者のADL維持に効果的な栄養療法の開発(平成30年～令和2年度)
- 高齢者の虚弱化の予防・先送りに資する総エネルギー消費量の評価法に関する研究(平成30年～令和2年度)
- 日本人若年女性における血中ビタミンD濃度の実態調査及びビタミンD欠乏判定のための予測モデル開発研究(令和2～4年度)
- 生活習慣病の栄養療法に関する研究(令和元～3年度)

## これまで、なにを目指し、どこまで実現できたか、 改めて、現状を振り返り、今後の目指す姿を考える

